

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第534号)

平成20年3月27日

横 情 審 答 申 第 534 号

平 成 20 年 3 月 27 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成19年9月18日健障支第2344号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「医療保護入院者の入院届（特定年月日受付旭区福祉保健センターサービス課
特定番号）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「医療保護入院者の入院届（特定年月日受付旭区福祉保健センターサービス課特定番号）」を個人情報一部開示とした決定のうち、診断した精神保健指定医（以下「指定医」という。）の氏名を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきであるが、医療保護入院の必要性欄の内容の一部を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「医療保護入院者の入院届（特定年月日受付旭区福祉保健センターサービス課特定番号）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年8月2日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報のうち、医療保護入院の必要性欄の内容の一部及び診断した指定医氏名（以下「本件申立部分」という。）については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第4号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

本件申立部分のうち医療保護入院の必要性欄の内容の一部については、開示することにより本人開示請求者以外の特定の個人が識別されることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

(2) 条例第22条第4号の該当性について

医師の氏名については、医療法（昭和23年法律第205号）第14条の2により表示義務があり、一般的には非開示情報には該当しないこととされている。しかし、患者の病状によっては、主治医の氏名が開示され、個人が明確に特定されることにより主治医個人に対して何らかの攻撃を加える可能性が高まる場合が想定され、危険であると同時に、診療が行えなくなるなど業務上の支障が出るおそれがある。したがって、本件申立部分のうち診断した指定医氏名については、本号アに該当し、本

号ただし書に該当しないため、非開示とした。

(3) 医療機関への第三者照会について

本件処分を行うに当たって、本件個人情報に係る医療機関に第三者照会を行った。その結果、医療保護入院の必要性欄の内容の一部及び主治医氏名については、非開示としてほしい旨の意見書が提出されている。このことも考慮した上で本件処分を行った。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件申立部分の開示を求める。

(2) 刑事訴訟の重要な証拠となるため及び行政が監督権行使のため提出させた書類なので、国民の権利を護るものとして、情報を開示していただきたい。

(3) 「母の前で包丁を振り回し母につきつけた」が、本人に医療保護入院の理由として担当医師より告げられたものであり、本人に告げられた以上、本人にこの情報を開示しないのは論理の整合性を欠いている。また、これは捏造された虚偽の事であり、本人は何らそんなことをしていないし、本人の母も否定していて、担当医師の行為はきわめて違法なものである。でっちあげに基づいて劇薬（安定剤）の注射、投薬（多量）を行った行為は、殺人未遂に当たり、医療保護入院という形態で本人を病院に拘束した行為は、不法監禁に当たる。嘘も方便で病気を治すということも考えられるが、本人は退院後、耳が痛くなり（左耳から右耳）、頭がめまいがし、おそらく、血栓が一時的に出来たのだろう、死ぬような目にあった。本人が薬を少なくし、九死に一生を得た、したがって嘘も方便という考えは否定される。刑事告訴の証拠を、個人情報保護条例のもとに隠蔽しているといわれても仕方がない。任意入院の勧めもなく、病院まで普通に行った人間を診察室でいきなり男の看護人たちが六人位がかりで押さえつけ、注射をした。担当医によると、警察が朝、本人の母の所に来たと医療保護入院が決まった時告げられたが、母に確かめたところそのような事はなく、担当ケースワーカーに尋ねたがそのような事実はなく、担当医の捏造であることが明白となった。「包丁・・・つきつけた」と特定個人の名は、警察へ刑事告訴する重要な証拠となるもので、条例による個人の利益 この場合の利益は正当な利益ではなく不当な利益である 等で云々できるレベルの問題ではない。

(4) 条例第22条第4号の該当性について、当該法人の権利というが、当該法人は雇用主であり当該個人に対して責任を持つものであり、したがって競争上の地位は当該法人の責任上、当然、影響を受けるものであり、その他正当な利益を害するというがこれも当該法人の責任上、当然影響を受けてしかるべきものである。

また、当該個人の権利というが、虚偽の事により医療保護入院を行ったということで、違法であり、権利をすでに失っている。そして、競争上の当該個人の地位もその他の利益も重大な違法により、影響を受けるのは当然の事である。

しかも、条例というが、これは市が定めたものであり、日本国憲法に反するものであってはならない。事が事なので憲法の精神、考え方、つまりは常識的なことに基づいて再考をお願いしたい。相手の利益に反する場合は情報公開できない場合があるというが、この場合は刑事罰に該当することが明らかな証拠となるものであり、何人も利益を主張して逃れることはできないと思う。

5 審査会の判断

(1) 医療保護入院について

医療保護入院とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第33条に基づく入院形態であり、指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定されたもの等について、保護者の同意があるときに、精神科病院の管理者が、本人の同意なくその者を入院させるものである。

精神科病院の管理者は、医療保護入院の措置を採ったときは、精神保健福祉法第33条第7項により、10日以内に、当該入院について同意をした者の同意書を添え、その者の症状その他必要事項を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事（政令指定都市においては市長）に届け出なければならないとされている。この入院届には、同法施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第13条の4により、その者の症状のほか、精神科病院の名称及び所在地、患者の住所、氏名、性別及び生年月日、入院年月日、病名、本人の同意に基づく入院が行われる状態にないと判定した理由、生活歴及び現病歴、診察した指定医の氏名、移送の有無、保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄等を記載しなければならないとされている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、特定の精神科病院の管理者が、申立人の医療保護入院に関し、

実施機関に届け出た医療保護入院者の入院届である。

本件個人情報のうち、本件処分において実施機関が非開示とした部分は、生活歴及び現病歴、医療保護入院の必要性欄の内容の一部並びに診断した指定医氏名であり、本件申立部分は、このうち、医療保護入院の必要性欄の内容の一部及び診断した指定医氏名である。なお、医療保護入院の必要性欄には、「任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載してください。」との注意事項が示されている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文は、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。また、本号ただし書アでは、本人開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であっても、「法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については開示しないことができる個人情報から除くことと規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分のうち医療保護入院の必要性欄の内容の一部については、開示することにより本人開示請求者以外の特定の個人が識別されることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示としたと主張している。

ウ 当審査会が本件個人情報を見分したところ、本件申立部分のうち医療保護入院の必要性欄の内容の一部については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報が記載されていた。したがって、本件申立部分のうち医療保護入院の必要性欄の内容の一部については、本号本文に該当する。なお、当該情報は、本号ただし書のいずれにも該当しない。

エ 本件申立部分のうち診断した指定医氏名については、本人開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であり、本号本文に該当するが、本号ただし書の該当性が問題となるので、以下検討する。

精神保健福祉法第33条の3及び同法施行規則第6条は、精神科病院の管理者は、医療保護入院の措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、退院等の請求に関すること及び行動の制限に関することを書面で知

らせなければならないことを規定している。このことに関して、「精神病院に入院するときの告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（平成12年3月30日障精第22号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）が示す医療保護入院の告知文書の様式では、上記の義務的告知事項のほか、病院名、管理者氏名、指定医の氏名、主治医の氏名等を記載することとされている。

以上のことから、法令等により、医療保護入院の入院者は、指定医の氏名を知ることができ、又は知ることが予定されているといえるため、本件申立部分のうち診断した指定医氏名は、本号ただし書アに該当する。

(4) 条例第22条第4号の該当性について

ア 条例第22条第4号では、「法人等に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 開示することにより、当該法人等・・・の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に係る医療機関に第三者照会を行った結果も考慮した上で、本件申立部分のうち診断した指定医氏名については、当該情報を開示することにより、医師個人に対して何らかの攻撃を加える可能性が高まる場合が想定され、危険であると同時に、診療が行えなくなるなど業務上の支障が出るおそれがあり、本号アに該当するため非開示としたと主張している。

ウ しかしながら、上記(3)エで述べたとおり、法令等により、医療保護入院の入院者は、指定医の氏名を知ることができ、又は知ることが予定されている以上、通常は、診断した指定医の氏名欄を開示することにより、実施機関の主張するような業務上の支障が生じるとは考え難い。そのため、医療保護入院の入院者本人に対しては、診断した指定医氏名は原則として開示すべきものといえる。

したがって、医療保護入院の入院者に対して診断した指定医氏名を非開示とするには、本人の現在の病状が、医療保護入院の告知の時点よりも悪化していることが把握できているなど、特段の事情がなければならぬと解すべきである。

エ そこで、当審査会が、平成19年12月13日に実施機関から事情聴取を行ったところ、現在において申立人は当該医療機関を受診していない等の説明があった。申立人は平成17年9月に当該医療機関を退院しているとのことであり、第三者照会に対する当該医療機関の回答は、申立人の現在の病状を診断して行ったものではない。その他、実施機関からは、申立人の現在の病状について判断できる資料等

は示されておらず、結局、当審査会においては、本件について診断した指定医氏名を非開示とすべき特段の事情を認めることはできない。

したがって、本件においては、診断した指定医氏名を開示することにより、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると解することはできず、当該情報について、本号アに該当し非開示とすべきということとはできない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を個人情報一部開示とした決定のうち、診断した指定医氏名を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきであるが、医療保護入院の必要性欄の内容の一部を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年9月18日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成19年9月27日 (第114回第一部会) 平成19年10月5日 (第47回第三部会)	・諮問の報告
平成19年10月11日 (第115回第一部会)	・審議
平成19年10月12日 (第113回第二部会)	・諮問の報告
平成19年10月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年10月25日 (第116回第一部会)	・審議
平成19年11月8日 (第117回第一部会)	・審議
平成19年11月22日 (第118回第一部会)	・審議
平成19年12月13日 (第119回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成20年1月17日 (第120回第一部会)	・審議
平成20年1月31日 (第121回第一部会)	・審議
平成20年2月14日 (第122回第一部会)	・審議